

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布及び雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の施行による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（法第22条の2第1項又は第22条の4第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第3条 退職した者に対する退職手当（第9条の規定により支給する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。）の額は、次条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条又は第8条の3の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、次の各号に掲げる者に支給する。</p> <p>(1) 立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、規則で定める長期勤続その他により退職した者、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(退職手当の基本額)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（法第22条の2第1項、<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第3条 退職した者に対する退職手当（第9条の規定により支給する場合を除く。以下「一般の退職手当」という。）の額は、次条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、次の各号に掲げる者に支給する。</p> <p>(1) 立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第2条の規定により退職した者（同条例第3条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、規則で定める長期勤続その他により退職した者、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(退職手当の基本額)</p>

第4条 ……略……

2 前項の規定により計算した金額が、給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に43を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の2 退職した者の基礎在職期間（第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち規則で定める期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合においては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに

第4条 ……略……

2 前項の規定により計算した金額が、給料月額に43を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条第2項第1号の定めに該当する者（規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第3条第2項第2号の定めに該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間（第10条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間をいう。次条第2項（同項の表を除く。）において同じ。）が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条第2項第1号の定めに該当する者（規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第3条第2項第2号の定めに該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100の2を乗じて得た額の合計額」とする。

第4条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条第2項	前項	第5条の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前条の

第4条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第4条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第4条の2第2項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第4条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第3条第2項第1号に掲げる通勤による災害により退職した者

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第3条第2項第1号に掲げる通勤による災害により退職した者

及び同項第2号の定めに該当する者（これらの者のうち次項に該当するものを除く。）に対する第4条及び第4条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	給料月額	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条第2項	前項	第6条第1項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項	前条の	第6条第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第4条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第6条第1項の規定により読み

及び第3条第2項第2号の定めに該当する者に対する第4条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」とする。

		替えて適用する前条第1項
第4条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額に、給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第4条の2第2項	前項の	第6条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第4条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10

を乗じて得た額の合計額

2 第3条第2項第1号に掲げる通勤による災害により退職した者及び同項第2号の定めに該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであるものとして、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第4条及び第4条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	給料月額	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条第2項	前項	第5条の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を

		<p>乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>
	当該給料月額	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>
第4条の2第1項	前条の	第6条第2項の規定により読み替えて適用する前条の
第4条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	<p>並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</p>
	前条第1項	第6条第2項の規定により読み

		替えて適用する前条第1項
第4条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第4条の2第2項	前項の	第6条第2項の規定により読み替えて適用する前項の
第4条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の

		<u>末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第4条の2第2項第2号</u>	<u>特定減額前給料月額</u>	<u>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>及び退職の日におけるその者の給料月額</u>	<u>並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額</u>

(調整額期間)

第8条の2 ……略……

(調整額期間)

第8条の2 ……略……

2 基礎在職期間とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員又は国家公務員（以下「職員以外の地方公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第8条の5の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)及び(2) ……略……

3 ……略……

（管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例）

第8条の3 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第1項	次条に	第8条の3の規定により読み替えられた第8条の2第1項に
--------	-----	-----------------------------

2 基礎在職期間とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員又は国家公務員（以下「職員以外の地方公務員等」という。）として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第8条の4の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)及び(2) ……略……

3 ……略……

	同じ。);	同じ。)のそれぞれの期間ごとに、当該期間
	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第8条の2第1項	として、	として20年前までの期間又は法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

(退職手当の加算)

第8条の4 ……略……

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条の5 ……略……

(失業者の退職手当)

第9条 ……略……

2及び3 ……略……

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求

(退職手当の加算)

第8条の3 ……略……

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条の4 ……略……

(失業者の退職手当)

第9条 ……略……

2及び3 ……略……

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当

職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～7 ……略……

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) ……略……

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～7 ……略……

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) ……略……

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) ……略……

9～14 ……略……

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) ……略……

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 ……略……

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項

(6) ……略……

9～14 ……略……

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に定める退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) ……略……

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 ……略……

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項

に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) ……略……
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 ……略……

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を

に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ第9条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) ……略……
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 ……略……

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を

含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する立川市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る

含む。以下この条において同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する立川市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る

刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手

刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死

当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 ……略……

附 則

1～3 ……略……

4 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第7項の規定の適用については、同項の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

……略……

5 立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）附則第6項の規定による職員の給料月額の改定（次項及び附則第7項において「給料月額7割措置」という。）は、第4条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

6 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第4条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は附則第8項に定める額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

7 第4条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額

亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 ……略……

附 則

1～3 ……略……

4 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第7項の規定の適用については、同項の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

……略……

7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項、次項及び附則第10項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前

日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項、次項及び附則第10項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第4条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第4条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

8 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額
- (2) 43未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額
- ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

9. 当分の間、第5条及び第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「その者に係る定年」とあるのは、「60歳」とする。

10. 当分の間、第6条第1項に規定する者に対する附則第8項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第7項第1号	及び上位減額前給料月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第4条第1項	附則第7項の規定により読み替えて適用する第4条第1項
附則第7項第2号	及び下位減額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

附則第7項第 2号ア	及び下位減額 前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び 当該下位減額前給料月額に100分 の10を乗じて得た額の合計額
	第4条第1項	附則第6項の規定により読み替 えて適用する第4条第1項
附則第7項第 2号イ	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上 位減額前給料月額に100分の10を 乗じて得た額の合計額
附則第7項第 3号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に100 分の10を乗じて得た額の合計額 に、
附則第7項第 3号ア	第4条第1項	附則第10項の規定により読み替 えて適用する第4条第1項
附則第7項第 3号イ	下位減額前給 料月額	下位減額前給料月額及び当該下 位減額前給料月額に100分の10を 乗じて得た額の合計額
附則第8項	前項の	附則第10項の規定により読み替 えて適用する前項の
附則第8項第 1号	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上 位減額前給料月額に100分の10を 乗じて得た額の合計額

附則第8項第2号ア	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第8項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

11 当分の間、立川市一般職の職員の給与に関する条例附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条第4項及び第8項の改正規定並びに附則第4項の改正規定並びに第4項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の立川市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）附則第4項の規定は令和4年4月1日から、新条例第9条第4項の規定及び第4項の規定は同年7月1日から適用する。
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第1条の規定の適用については、同条中「を除く。以下「職員」という。）」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
- 4 新条例第9条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。